

お知らせ

平成30年度緊急地震速報訓練
問総務課 ☎(57) 4128

☎7月5日(木)10時頃
気象庁から訓練用緊急地震速報を配信します。

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用し、Jアラートの受信確認や情報伝達手段の起動手順の確認を行うものです。

防災無線放送内容例

- ①チャイム音
 - ②「こちらは、野木町役場です。只今から訓練放送を行います。」
 - ③「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。これは訓練放送です。」×3回
 - ④「こちらは、野木町役場です。これで訓練放送を終わります。」
 - ⑤チャイム音
- ※Jアラートは、緊急地震速報・弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いて国から送信し、防災行政無線や登録制メール「野木町たより」を自動起動することにより、国から直接町民の皆様に対し緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

※訓練は、災害等が発生した場合又は発生が懸念される場合、中止する事があります。

高額療養費制度 70歳以上の医療費の 上限額が変わります

問住民課 ☎(57) 4136
栃木県後期高齢者医療広域連合
☎028(627)6805(代表)

国の制度改正により、平成30年8月から70歳以上の高額療養費の上限額が変わります。

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

ご自身がどの適用区分に該当するかは、被保険者証または、限度額認定証で確認できます。
健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合にご加入の方はご加入の医療保険者まで、野木町国民健康保険加入の方は町住民課まで、後期高齢者医療制度の方は栃木県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

区分	平成30年7月まで	
適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※)
一般	14,000円 年間上限14.4万円	57,600円 (多数回44,400円※)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

区分	平成30年8月から	
適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円※)	
課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円※)	
課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※)	
一般	18,000円 年間上限14.4万円	57,600円 (多数回44,400円※)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

町ホームページに掲載する バナー広告を募集します

1枠当たり：7,000円/月
天地60ピクセル、左右120ピクセル、
容量8KB以内、形式GIF・JPEG
※審査の結果、掲載できない場合があります。
※詳しいことはお問い合わせください。

問総務課 ☎(57) 4134

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、本年7月31日までです。
8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。
8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口にて提示してください。
なお、現在お使いの保険証は、8月1日以降に住民課まで返却していただきますようお願いいたします。

**後期高齢者医療被保険者証
が更新されます**
問住民課 ☎(57) 4136